

○国立大学法人筑波大学保育施設規則

〔平成18年6月22日
法人規則第39号〕

改正 平成20年法人規則第1号
平成20年法人規則第39号
平成21年法人規則第41号
平成23年法人規則第37号
平成26年法人規則第18号
平成26年法人規則第40号
平成28年法人規則第47号
令和6年法人規則第60号

国立大学法人筑波大学保育施設規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が設置する保育施設（以下「保育施設」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 法人の役員及び法人と雇用関係のある者をいう。
- (2) 乳児 生後57日から満1歳に満たない者をいう。
- (3) 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を現に監護する者をいう。
- (5) 月極め保育 長期の利用期間において、継続的に実施する保育
- (6) 一時保育 勤務の都合等に応じ随時実施する保育

(保育施設の目的)

第3条 保育施設は、男女共同参画社会実現に向けた法人としての具体的な取組みの一環として、子育てを行う職員に、保育のための施設を提供することにより、当該職員の職業生活と家庭生

活との両立を支援し、もって職員の福祉の増進に資することを目的とする。

(保育施設の運営等)

第4条 学長は、保育施設を認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この法人規則において「法」という。）に基づく「保育所」と同様の業務を目的とする施設であって、法第35条第4項に規定する知事からの認可を受けていないもの。）として設置し、保育業務の運営については、法人と当該業務について委託契約を締結した保育事業者（以下「委託業者」という。）が実施するものとする。

- 2 保育施設の運営に関し必要な事項は、認可外保育施設指導監督基準に基づくものとする。
- 3 学長は、総務・人事を担当する副学長（以下「担当副学長」という。）に保育施設の管理運営の責任者としての権限を委任するものとする。
- 4 担当副学長は、保育施設の管理運営に関する業務を統括するものとする。

(保育施設の名称等)

第5条 保育施設の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。

名称及び位置	乳幼児の年齢区分	月極め保育の定員	一時保育の定員
ゆりのき保育所 茨城県つくば市天久保 2-1-1	0歳	20人	20人(月極め保育の定員に空きがある場合)
	1歳	20人	
	2歳	20人	
	3歳	20人	
	4歳	20人	
	5歳	20人	

- 2 前項及び第11条第3項に規定する年齢区分は、入所しようとする乳幼児に係る当該年度の4月1日時点における満年齢をいうものとする。ただし、当該乳幼児が入所後、その年度の期間内において加齢しても、その年度中は年齢区分の変更は行わないものとする。

(利用者の範囲)

第6条 保育施設を利用できる者（以下「利用者」という。）は、保護者である職員とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、定員に空きがあるときは、筑波大学の学生等を対象に含めて追加募集を行うことができるものとする。

(入所の要件)

第7条 保育施設に入所できる乳幼児の要件は、利用者の勤務又は疾病等の事由により、その監護すべき乳幼児の保育に欠けることが明らかであり、かつ原則として、公益社団法人日本小児科学会が推奨するスケジュールに沿って、当該乳幼児が接種可能である予防接種をすべて受けている者とする。

- 2 前項にかかわらず、担当副学長は、乳幼児が感染症その他の疾患等を有する場合又は乳幼児

が保育施設における保育が困難な状況である場合は、当該乳幼児の入所を制限することができる。

(入所の許可)

第8条 担当副学長は、別に法人細則で定める手続きにより、入所しようとする乳幼児が前条第1項に定める入所の要件を満たすことを確認し、第5条第1項に定める定員の範囲内で入所の許可を行う。ただし、担当副学長が特に必要と認める場合には、総定員の範囲内で入所の許可を行うことができる。

2 担当副学長は、前条第2項に定める入所の制限を行おうとするときは、第17条に規定する保育施設部会の議を経て決定するものとする。

(開所時間、保育時間等)

第9条 保育施設の開所時間は、次の表のとおりとする。

名 称	開 所 時 間
ゆりのき保育所	午前7時から午後10時

2 保育施設の保育時間は、次の表のとおりとする。

保育区分	保 育 時 間
基本保育	午前7時30分から午後9時30分までの間のうち利用者が許可された任意の10時間
早朝保育	基本保育に定めた始期以前に保育をする時間
延長保育	基本保育に定めた終期を超えて保育をする時間

3 保育施設における月極め保育の1月の利用日数は25日を限度とする。

(保育の停止等)

第10条 担当副学長は、感染症の予防のため必要と認める場合又は保育施設の正常な運営が困難と認められる場合は、保育施設を臨時に休業することができる。

2 担当副学長は、保育施設に入所している乳幼児（以下「入所児」という。）又は入所児の保護者若しくは同居者が感染症（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定するものをいう。）に罹患し、若しくは罹患している疑いがある場合又はその他の疾患等により集団保育が困難な場合は、入所児の保育の実施を停止することができる。

3 担当副学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入所児を欠席させることができる。

- (1) 利用者又は入所児が、法人規則等に違反したとき。
- (2) その他入所児の通所が適当でないと認められるとき。

(保育料)

第11条 利用者は、法人に、保育料を毎月納付しなければならない。

2 納付された保育料は、別に法人細則で定める場合を除き返付しない。

3 保育料の月額（1月の利用日数を23日とする。）は、次の表の左欄の乳幼児の年齢区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。

乳幼児の年齢区分	保育料の月額
2歳以下	45,000円
3歳	30,500円
4歳以上	24,500円

4 前項の規定にかかわらず、月極め保育の利用者が複数の入所児について同時に利用する場合における最も年齢の低い1入所児以外の入所児の保育料は、半額とする。

5 早朝保育の保育料は、30分400円とする。

6 延長保育の保育料は、30分400円とする。

7 一時保育の保育料は、1日ごとに第9条第2項に規定する基本保育の保育時間当たり4,800円とする。

8 前項の規定にかかわらず、一時保育の利用者が1日の基本保育時間の半分以下の時間を利用する場合における保育料は、1時間当たり800円とする。

9 1月の利用日数の23日を超えての保育を実施する場合の保育料は、1日ごとに第9条第2項に規定する基本保育の保育時間当たり4,800円とする。

（給食）

第11条の2 給食（夕食及びおやつを含む。以下同じ。）の提供については、委託業者が外部の弁当業者等に直接発注して入所児に提供するものとする。

2 前項の給食の代金は後納とし、利用者が委託業者に支払うものとする。

3 委託業者は、給食の一食当たりの単価を定め、又は改定する場合は、あらかじめ法人に報告し、担当副学長の承認を得るものとする。

（保育料の免除）

第12条 担当副学長は、利用者の負担能力の不足等相当の理由があると認めるときは、保育料の全部又は一部を免除することができる。

（保育施設委員会）

第13条 法人に、保育施設の設置及び改廃、定員の見直し、法人規則等の改正等の保育施設の管理運営に関する重要事項を審議させるため、保育施設委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第14条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 担当副学長
 - (2) 児童福祉、保育又は次世代育成関係等の分野に識見を有する職員のうちから担当副学長が指名する者 若干人
 - (3) 総務部長
 - (4) 財務部長
 - (5) 施設部長
 - (6) 病院総務部長
 - (7) 看護部長
 - (8) その他担当副学長が必要と認めた者 若干人
- 2 委員会に委員長を置き、担当副学長をもって充てる。
 - 3 委員長は、委員会を主宰する。
 - 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代行する。

(任期)

- 第15条 前条第1項第2号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員以外の出席)

- 第16条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(保育施設部会)

- 第17条 保育施設の管理運営に関する事項その他の事項を審議させるため、保育施設部会（以下「部会」という。）を置く。
- 2 部会に関し必要な事項は、別に法人細則で定める。

(協力)

- 第18条 法人の組織及び職員は、保育施設の運営に協力するものとする。

(保育施設の活用)

- 第19条 保育施設は、教育及び医学関係等の学生等の実習その他に活用することができる。
- 2 前項の規定による保育施設の活用を希望する者は、担当副学長の承認を得なければならない。

(事務)

- 第20条 委員会及び部会に関する事務は、関係部・課の協力を得て、総務部において処理する。
- 2 保育施設に関する事務は、関係部・課の協力を得て、総務部において処理する。

(雑則)

第21条 この法人規則に定めるもののほか、保育施設に関し必要な事項は、別に法人細則で定める。

附 則

この法人規則は、平成18年6月22日から施行する。

附 則(平20.3.10法人規則1号)

この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平20.12.24法人規則39号)

この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平21.6.25法人規則41号)

この法人規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平23.3.24法人規則37号)

- 1 この法人規則は、平成23年3月24日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学保育施設規則は、平成23年1月4日から適用する。
- 2 この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学保育施設規則第4条第1項に定めるゆりのき保育所月極め保育の定員は、平成23年4月1日の入所から適用する。
- 3 この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学保育施設規則第7条に基づくそよかぜ保育所の入所の許可は、部会が設置されるまでの間は、同項中「部会」を「病院会議」と読み替えて行うものとし、平成22年11月15日から適用する。

附 則(平成26.3.26法人規則18号)

この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26.12.16法人規則40号)

この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28.9.29法人規則47号)

この法人規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和6.5.30法人規則60号)

- 1 この法人規則は、令和6年5月30日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学保育施設規則(以下「新規則」という。)第5条第1項に規定する月極め保育の定員

は、令和7年4月1日の入所から適用する。

- 2 令和7年度における1歳及び2歳の年齢区分に係る月極め保育の定員は、新規則第5条第1項の規定にかかわらず、27人を上限として、担当副学長が許可した人数とする。
- 3 令和8年度における2歳の年齢区分に係る月極め保育の定員は、新規則第5条第1項の規定にかかわらず、27人を上限として、担当副学長が許可した人数とする。